

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	2	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域未来交付金)における変更申請手続の見直し

提案団体

砥部町

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

新しい地方経済・生活環境創生交付金(令和8年2月から「地域未来交付金」に名称変更)における変更申請手続等の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

新しい地方経済・生活環境創生交付金を広域連携で交付申請する場合において、交付決定後に構成団体を追加しようとするごとに、又は実施計画の変更が必要な減額が1団体でもあるごとに、構成団体の全てが変更申請を個別で提出する必要がある。

【支障事例】

変更に係る通知は国から県を経由して届くが、国から発出されてから2営業日程度で変更申請に対応する必要があるところ、変更がない団体においても、無用の手続に対して連携代表団体、事業課及び取りまとめ担当課の3者でのやりとりが発生しており、負担となっている。

当町においては、令和7年度に、上記に係る変更申請を2回行っており、各回の作業時間は、取りまとめ担当課で約1時間、事業課で約20分を要している。

なお、2回の申請では、連携団体47団体中の44団体、47団体中の41団体が変更のない団体であった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更のない構成団体においては、提出が不要になることで、事務負担が軽減される。

根拠法令等

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)交付要綱(インフラ整備事業を除く。)第7条第1項、令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(インフラ整備事業を除く。)の変更(軽微以外)の申請に係る変更交付申請方法について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、仙台市、いわき市、豊田市、高松市、高知県、小郡市、五島市、大分県、鹿児島市

○当市においても広域連携で交付申請を行っており、令和7年度において、当該事業に係る変更申請を2度行っている。当該変更においては、当市以外の構成団体の変更によるものであり、当市は金額等に変更がないにもかかわらず交付申請(0円の交付申請)を行う必要があり、事務の手間が発生している。

○当市も令和8年度当初に向けた実施計画の提出の際に、周辺の市町村と広域連携で提出した実施計画について、国からの指摘事項に対する修正が1市町村のみの修正内容であっても全ての市町村から提出が必要であった。提案団体と同様に、今後変更申請等において求められる提出期限が短い中で、変更がない市町村も作業負担を負う可能性がある。

○当市においても同様の案件が発生しており、負担となっている。当市においては、令和7年度に同様の件が1件あり、作業時間は約1時間であった。

各府省庁からの第1次回答

前提として、広域連携事業について、申請がない場合、継続で変更がないのか、そもそも申請しない(すなわち、事業の打ち切りで、広域連携事業から外れるという意思表示を行っている)のかを判断できないことから、広域連携事業における変更がない場合にも、申請行為を頂く必要があると考えている。

また、交付要綱第7条で軽微以外の変更について変更交付申請をすることとし、事務連絡にて軽微変更報告あるいは変更交付申請にあたるケースについて周知している。さらに、広域連携の場合は連携団体すべてで一枚の実施計画を共有している現状がある。

そのため、第一回募集など、各年度で初めて交付申請する際は0円だとしても提出いただく必要があると考えるが、交付決定後の変更に関し、変更する自治体のみ提出(代表自治体は変更の有無に関わらず提出)とできないか検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	31	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地方自治功労に関する叙勲上申に係る申請書類の簡素化

提案団体

射水市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

地方自治功労に関する叙勲上申において、申請書類を簡素化し、功績調書の提出を原則不要とする。

具体的な支障事例

首長や議会議員の叙勲については、「栄典関係事務提要」にて在職年数や役職経験に基づく明確な推薦基準が定められており、当該基準に照らした客観的な選考運用が定着している。
しかし、現行制度では、基準を満たす候補者全員に対して詳細な「功績調書」の作成が求められているため、自治体における作成事務において相当な業務負荷が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本措置が実現すれば、地方自治体の事務担当者が行う功績調書作成のための調査・記述作業が大幅に削減され、重点施策等への注力が可能となる。

根拠法令等

栄典関係事務提要(地方自治関係)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮古市、宮城県、白河市、ひたちなか市、朝霞市、須崎市、小諸市、小牧市、尾張旭市、姫路市、福岡県、熊本市、伊佐市

○在職年数や役職経験の基準を満たす候補者の詳細な功績調書作成が求められており、業務負担が生じている。
○過去の書類を探し調査するが、具体的な実績については詳細な記録が残存していない場合もあり、事務に時

間がかかっている。

○本市においても同様の課題を抱えている。当時、役職に就いていた団体等における功績を調査し、詳細な功績調書を作成する事務手続は、多大な負担となっている。

○記載量や記載項目の目安について提示いただけるとありがたい。

○業務負担が大きいため、提出期限の見直しの検討が望まれる。

○議会は議決機関であることから、議員提出議案により実現した施策以外は本質的には上申者の功績とは認められない。その影響で、功績調書の作成にあたり、何が上申者の功績になるかの判断が難しく、結果として過去の上申者の功績調書と似通った内容が作成されることが多く、形骸化している。

各府省庁からの第1次回答

叙勲は生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものとされているところ、功績調書は候補者の功績が具体的に記載される書類であることから、叙勲の審査上必要であり、その提出を不要とすることは困難である。

また、功績調書については、候補者の評価すべき功績の内容に応じて、具体的かつ簡潔に作成いただくこととしているところである。

以上のような趣旨等について、自治体への情報提供に努めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	45	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

LABV 方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業(法定建替)の適用拡大等

提案団体

宝塚市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

PPP の一手法である LABV 方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」について、公営住宅法の「公営住宅建替事業(法定建替)」に含めるとともに、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」の対象範囲に加えること。

具体的な支障事例

地方では、人口減少に伴う財政難や労働者不足が深刻化しており、特に技術職の人材確保については危機的な状況となっている中で、官民連携(PPP/PFI)手法の導入は、こうした人手不足・資金不足に対応するための有効な手段として認識が広がっており、国も PPP/PFI 手法の推進を行っているところである。一方で、新たな官民連携手法を導入する際、これまで法律が想定していなかったスキームをどのように扱うかが問題となり、各事業に係る法改正が行われていないことが PPP/PFI 手法の推進を図る上での大きな課題となっている。本市においては、国土交通省が実施した「令和7年度『民間提案型官民連携モデリング事業』」において、本市のニーズに対する民間事業者の提案が採択され、その調査の中で「LABV 方式が『法定建替え』に該当するか」が大きな論点となった。民間事業者と国土交通省の担当者で協議を重ねたが、「現行制度上、想定されていない官民連携手法であること等から、事業実施に向けて十分に整理をする必要がある」との意見が民間事業者から示された。特に問題なのは、公営住宅の建替えに PPP の一手法である LABV 方式を活用して、既存公営住宅の所有権を LABV(官民共同事業体)に移転し、LABV が建替えた住宅を市が借上げて公営住宅とする場合、「地方公共団体による直接建設」ではないため、当該建替えが「公営住宅建替事業(法定建替)」に該当しないとされる点である。公営住宅建替事業(法定建替)に該当しなければ、既存公営住宅の入居者に対する明渡し請求権が付与されないため、入居者の住み替えを進めるにあたり大きな労力と費用が必要となる。このことは、人口減少に伴う公営住宅の集約建替えにおいて、人材確保が困難な地方での PPP 活用の大きな障壁となる。また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業の対象要綱においても、建替え後は同じ(借上げ)公営住宅であるにも拘わらず、PPP の一手法である PFI(BOT 方式)の推進には対応している一方、LABV 方式を活用した場合には国の補助を積極的に活用した公営住宅の更新ができない状況であり、財政的に非常に厳しい地方において PPP 活用の障壁となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

前述の民間事業者からは、「補助金の適用範囲は、LABV で事業推進するにあたり、民間事業者の事業参画意欲に関わる話となることから、現行規定に則った事業推進において課題が山積している」との意見を聞いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

LABV方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」についても、公営住宅法の「公営住宅建替事業」として認められること、また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」に該当するとされることで、以下の効果があると考えられる。

・既存入居者に対する明渡請求権が認められることで、建替えがスムーズに行えるため、PPPの導入促進に繋がる。

・PFI以外のPPPを活用した公営住宅の建替えが社会資本整備総合交付金の交付対象となることで、PPPの選択肢が広がるとともに導入促進にも繋がる。

・LABV方式の活用は、大小問わず多様な民間事業者が参画する機会が増えることとなり、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりに寄与するとともに、地方自治体の人材不足・財政難等の課題解決に繋がる。

根拠法令等

公営住宅法第2条第15号

公営住宅法第2条第16号

公営住宅法第38条第1項

公営住宅等整備事業対象要綱第3第三号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、稲沢市、熊本市

OLABV方式を活用した公営住宅の建て替えへの適用拡大については、共同提案団体として参画する。

各府省庁からの第1次回答

現行の公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業は、その公共性が特に認められることから借地借家法の特例として明渡請求権が認められているところ、LABV方式を用いた事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか等の観点から慎重な検討を行うことが必要。仮に、建て替えられた公営住宅の借上期間終了後に当該公営住宅が事業主体に帰属せず継続的に公営住宅として使用されないなど、公営住宅ストックの維持が図られない場合には公営住宅建替事業に含めることは困難である。

また、LABV方式による建築物に対してBOT方式による建築物と同等程度の補助率を適用することについても、事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、慎重な検討を行うことが必要。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	66	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に係る事務の改善

提案団体

茨城県、福島県

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

地域再生法第17条の2に基づき事業者が作成する計画について、都道府県における認定事務において利用するチェックリストや事務フローの作成や、事業者向けの申請の手引きを作成することにより、認定に係る事務及び計画書の改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

- ①都道府県において計画の認定事務を行う際に、計画書のどの部分をどのような観点で確認すればよいのかがわかりにくく、手続に時間を要する。
- ②計画書の記入枠外の注記が多く、事業者側の見落とし等による補正のやりとりが発生している。
- ③当県では、担当課(企業への制度周知等:企業誘致担当部局、県税に係る特例措置の問い合わせ対応:税務課)が複数に分かれているため、担当者間での役割分担の把握や、手続の流れの共有が難しい。

【支障の解決策】

<①について>

(i) 記入項目と「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン」の第6において示されている認定基準とがどのように対応するのかを明確にする。

(ii) 都道府県において認定基準を確認するためのチェックリストを作成する。(申請書のどの部分を、どのような観点で確認すればよいのかを示していただきたい。)

(iii) 地域再生法に基づくオフィス減税の対象となる建物等の条件について、取得価額の合計額が3,500万円以上(中小企業の場合は1,000万円以上)であることを記載する欄を設ける。(特に、現行の様式には、事業者が中小企業であるかどうか等の記載欄がない。)

<②について>

注記を可能な限り削除することにより様式を簡素化し、別途、事業者向けの申請の手引きを作成する。(削除した注記のほか、上記ガイドラインから、事業者にとって必要最低限の情報のみを整理して掲載する。)

<③について>

都道府県における認定事務に係る全体的な事務フローが把握できる資料を作成する(制度の周知～認定申請～実施状況報告)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請前に何度も企業から問い合わせがあり、制度の煩雑さにより申請を断念してしまう企業がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・当該計画の認定に係る事務の改善により、都道府県における事務負担の軽減が期待される。
- ・手続の煩雑さの解消により、本来であれば税制上の優遇措置の適用を受けることができる企業について、申請機会の逸失を防ぐことができる。

根拠法令等

地域再生法第 17 条の 2、地域再生法施行規則第 28 条第 1 項、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

各府省庁からの第 1 次回答

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書については、今年度より申請者が記載すべき箇所を赤字で示した記載例を内閣府ホームページで掲載し、記載漏れの防止及び都道府県担当者の負担軽減等に取り組んでいるところ。
今後も、申請者等向けの解説資料の充実を図るとともに、自治体担当者の意見等も踏まえながら、認定事務の運用改善に努めたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	83	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地区画整理法第133条等に規定する公告方法「官報への掲載」の見直し

提案団体

相模原市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

土地区画整理法第133条及び同条第2項で準用する同法第77条第5項に規定する公告について、「官報への掲載」を任意とし、地方自治体の定める方法で行うことができるように見直すこと。あわせて、官報への掲載が必須である場合、掲載単価の引き下げについて検討すること。

具体的な支障事例

土地区画整理法(以下、「法」という)第77条第5項及び第6項について準用する同法第133条の規定上、居所不明や受領拒否により書類を到達したとみなす必要がある場合、国立印刷局が発行する官報と、地方自治体が発行する公報又は日刊新聞紙により公告手続を行う必要があるところ、官報の掲載に際し、財政負担及び事務負担が生じている。

まず、官報の単価は1行当たり約1,000円であるところ、通知の文章をそのまま掲載するため、官報規定の様式に当てはめると50行以上に及ぶものもあり、1件当たり約5万~7万円を財政負担しなくてはならない。また、同法及び同法施行令に規定する公告方法は、上記のほか、施行区域内での掲示・施行区域を管轄する市長村長の公告・書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村長による公告・電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うこととされているが、書類が到達したとみなす日を揃えるためには、官報掲載のスケジュールに基づき、庁内の公告に係る調整と併せて、関係市町村と公告手続等の調整を1件ずつ行う必要があるなど、相当の財政負担・事務負担を要している。

さらに、事業全体への影響について、換地処分通知等、数百~数千人の地権者・関係者に対し一斉送達を要する書類もあり、現在の制度では、公告に要する事務に多くの人工・事業費を要する恐れがあるほか、換地処分や清算金の事務に係る事業期間等に影響を及ぼす懸念がある。

このような状況において、官報は、「官報の発行に関する法律」の施行により、令和7年4月1日から電子化され、「デジタル社会形成基本法」の一部改正(令和5年6月公布)により、法第77条第5項に電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(施行者のホームページ等)による公告が追加されたが、官報への掲載の必要性については、内閣府官報電子化検討会議の「官報電子化の基本的な考え方」(令和5年10月25日)P38では、本件のような法令の規定に基づく官報掲載の必要性・効果について、「官報とそれ以外の周知の方法のいずれによって周知を行うか、また、それぞれによってどのような法的効果が生ずるものとするかは、個別の法令の規定に基づくものであり、その意味でもあらかじめ官報が特別な法的性質を有するわけではない」と示している。

そのうえで本件を鑑みるに、土地区画整理事業においても、施行者のホームページへの公告によって、公告する内容をインターネットにより送信可能化する措置は図られており、また、地方自治体の定める公告式条例に基づく公告や施行地区内における公告の掲示、関係市町村長による公告も行っていることから、インターネットを

利用することができない者や書類の到達を受けるべき者への配慮がなされた状況にあると解することができ、必ずしも官報による法的効果が求められるものではないと考える。
以上より、本件について、官報への掲載を義務付けない所要の見直しを行っていただきたい。あわせて、官報への掲載が必須であるのであれば、官報掲載時の単価の引き下げについて検討いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務手続の簡略化による業務負担の改善、事業費全体の増額抑制や事業期間延長のリスク回避につながり、円滑な事業推進に寄与する。

根拠法令等

土地区画整理法、土地区画整理法施行令、土地区画整理法施行規則、官報の発行に関する法律、デジタル社会形成基本法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、豊橋市

—

各府省庁からの第1次回答

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第133条第1項に基づく書類の送付にかわる公告については、同条第2項に基づき、同法第77条第5項及び第6項が準用され、このうち、同法第133条第2項において準用される第77条第5項前段においては、「前項後段の公告は、(略)官報その他政令で定める定期刊行物への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(略)により行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。」と規定されており、当該規定における「官報その他政令で定める定期刊行物」については、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第72条第1項において、「法第七十七条第五項(法第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める定期刊行物は、公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。」と規定されている。

ここで、「その他」とは並列を表す法令用語であり、したがって、現状、土地区画整理法第133条第1項に基づく公告は、「官報」、「公報」又は「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」のいずれかにより行うこととされているものであって、官報への掲載を義務づけているものではないと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	93	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

保護命令申立手続等における本人の書類取得が困難な場合の市町村等による公用請求支援等の実現

提案団体

出水市

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

DV 被害者が裁判所に保護申立てを行う際、DV 加害者の住民票等の提出を求められる場合があるため、市町村が支援機関として公用請求が可能となるよう国に求めるもの。
現状では、婚姻関係になれば、相手方の住民票等の請求は委任状がなければ取得できないため、被害者が申立てを諦めることを余儀なくされかけたこともあり、被害者にとって多大な負担と精神的ストレスがもたらされた。
このような支障を解消するため、本提案に関する具体的措置を求める。

具体的な支障事例

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第5号により、配偶者暴力相談支援センター(市町村等の相談支援機関)は被害者に対する接近禁止命令の制度利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うことが規定されており、手続等の支援を行っている。
被害者の定義は、同法第1条の規定により、「配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定められている。被害者の定義が広く定められている一方で、保護命令申立ての手続に必要な書類は法令に定めがなく、各裁判所が判断している状況である。
例えば、加害者及び被害者の居住地を確認するために住民票を手続上求められることがあるが、現状住民票等は委任状がないと取得することができない。被害者が加害者と別居状態にあるときは、加害者に連絡することが危険な場合があり、加害者から委任状を得ることが極めて困難である。
このような場合に、同センターは被害者に対し、手続に必要な書類の取得を公用請求等で支援したいものの、同法第3条第3項第5号の規定は「保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと」とされており具体的な支援内容が明示されていないことから、被害者の手続に必要な支援を行うことができない状態である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

被害者が接近禁止命令の申立を行う際、裁判所から相手方の住民票等の提出を求められる。しかし、本人と相手方が既に婚姻関係にない場合、相手方の委任状なしに本人は当該書類を取得できない。
この手続上の課題により、被害者は申立てを諦めることを余儀なくされる事案が発生する恐れがある。最終的には裁判所の判断により書類不備を後日追完する形で対応することもあり得るが、裁判所が異なれば対応が違ってくとも想定される。この過程で被害者に多大な負担と精神的ストレスがもたらされる可能性がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村等の相談支援機関が関係機関に対して必要な資料・情報の提供を公用請求できるようになることにより、接近禁止命令支援業務による書類取得の負担が軽減される。これにより、被害者の手続や精神的な負担が大幅に軽減され、被害者の早期の安全確保や支援につながるものとする。

根拠法令等

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第1条1項1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

保護命令の申立てに当たり、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第1条1項1号によれば、相手方の住民票の提出は必須の要件とはされていないものの、御指摘のような当該書類の取得が困難であることにより、被害者が申立てをためらう要因となり得ることは、制度の円滑な利用の観点から望ましいものではないと考えている。

このため、被害者が過度な負担なく保護命令の申立てを行うことができるよう、申立て手続における負担軽減について、検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	96	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

旅館業法、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法(外国人滞在施設経営事業)のうち、業として人を宿泊させる営業を行う場合の申請事務の効率化

提案団体

名古屋市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、我が国では、宿泊業を営む施設に当たっては、旅館業法、住宅宿泊事業法、国家戦略特別区域法それぞれに基づいて宿泊業を営む施設が併存している状況にある。
令和7年4月1日に厚生労働省通知「旅館業における衛生等管理要領」が改正され、旅館業の基準が緩和された。また、空家の有効活用の推進を目的とした住宅宿泊事業法及び国家戦略特区制度について、制定時から社会状況が変化している。これらを踏まえ、業として宿泊を行う場合の根拠法令を旅館業法に一本化するなど、申請事務の効率化を求める。

具体的な支障事例

本市においては、インバウンドの回復により住宅宿泊事業の届出が急増しているところであるが、営業日数制限のある住宅宿泊事業を開始した直後に当該施設を旅館業に切り替える事例が多数あり、職員は短期間のうちに同一施設に対して住宅宿泊事業と旅館業の両方の手続に関する事前相談及び事務処理を行っており、業務が煩雑化している。
住宅宿泊事業法附則第四条には、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあり、旅館業法等との整合性を見直す時期と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

旅館業法、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法(外国人滞在施設経営事業)のうち、業として宿泊を行う場合の申請事務の効率化による地方公共団体及び事業者の事務負担軽減

根拠法令等

旅館業法、住宅宿泊事業法、国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法施行令、住宅宿泊事業法施行規則、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、大阪府、佐賀県

—

各府省庁からの第1次回答

「根拠法令を旅館業法に一本化」の内容が定かではないが、年間に渡って多数の者の宿泊を行わせる旅館業と住宅を用いて年間180日を上限として宿泊サービスの提供を行う住宅宿泊事業では、公衆衛生の確保や防火安全などの観点から、施設に求める構造上の基準など、異なる基準を設定していることから、統一した基準によって運用することは困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	98	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「国家戦略特区支援利子補給金」申請における登記事項証明書等の提出を不要とすること

提案団体

愛知県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

「国家戦略特区支援利子補給金」の申請時に、事業実施予定者が提出する必要がある「登記事項証明書またはこれに準ずる書類」について、内閣府が「法人ベース・レジストリ」等を活用することにより、当該書類の提出を不要とすること。

具体的な支障事例

国家戦略特別区域法施行規則第3条では、第1条各号に規定する事業を実施しようとする者は、事業実施計画に「登記事項証明書またはこれに準ずる書類」(以下、登記事項証明書等)を添付し、国家戦略特別区域担当大臣へ提出することが義務付けられている。

現行制度の下では、本補給金の申請に係る提出書類は国家戦略特別区域計画の計画主体である地方公共団体を經由する必要があるため、当該団体が書類の不備等がないか確認事務を行っている。登記事項証明書の提出が不要となれば、当該団体の事務負担軽減が図られる。

また、事業を実施しようとする者が登記事項証明書等を取得する際、法務局窓口またはオンラインにて申請を別途行う必要があるため、一定の手間や費用が発生している。事業者の中には本社所在地と事業実施場所が異なるケースも多く、担当者が所管法務局へ出向く、あるいは郵送請求を行うなど、取得に時間を要する事例が生じている。

一方、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条では、申請者に関する住民票、戸籍謄本・抄本、登記事項証明書など、他の法令で添付が求められている書類についても、政令で定める方法により行政機関が必要な情報を直接入手または参照できる場合には、当該書類の提出を不要とすることができると定められている。

また、法務省はデジタル庁と連携し、国や地方の行政機関が端末から登記情報を直接・即時に確認できるようにする「登記情報連携」の実現に向けた取組を進めている。この取組が進捗すれば、国民が行政手続において登記事項証明書を添付する必要がなくなるとともに、行政職員も法務局窓口へ赴くことなく登記情報を取得できるようになるとされている。

そこで、国家戦略特別区域法第28条に基づく国家戦略特区支援利子補給金の申請において、内閣府が商業・法人登記関係データベース「法人ベース・レジストリ」を活用し、登記事項を直接確認することで、申請者からの登記事項証明書等の提出を不要とすることの可否について、内閣府担当者に確認した。

その結果、「内閣府としては、当該システムを用いた直接確認により、登記事項証明書等の提出を不要とする取扱いを導入する予定はないため、引き続き提出をお願いしたい」と回答があった。

なお、総合特別区域法施行規則第25条においても、申請時に登記事項証明書の提出が義務付けられていることから、総合特区支援利子補給金の申請手続においても、同様の支障が生じているところである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業を実施しようとする者が登記事項証明書等を取得する際、法務局窓口またはオンラインにて申請を別途行う必要があり、一定の手間や費用が発生している。また、事業者の中には本社所在地と事業実施場所が異なるケースも多く、担当者が所管法務局へ出向く、あるいは郵送請求を行うなど、取得に時間を要する事例が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内閣府が「法人ベース・レジストリ」等を活用し、法務局が提供する商業・法人登記情報を直接取得することにより、事業実施予定者が登記事項証明書を入手する手間を省略することが可能となる。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、国家戦略特別区域法施行規則、総合特別区域法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

各府省庁からの第1次回答

国家戦略特区支援利子補給金に係る区域計画の認定に当たっては、国家戦略特別区域法第2条第2項第2号に基づく特定事業として、事業を実施しようとする者の審査を含め、慎重に確認する必要があり、当局のほか、特に指定金融機関における融資審査を含め厳格な審査を要するものとなっている。
御提案の「法人ベース・レジストリ」については、国の行政機関の利用について運用経費の一部を当該行政機関の分担によって賄うこととされているところ、指定金融機関の意向や、本件手続について活用することによる費用対効果などを十分に確認しながら、対応を検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	132	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都道府県等に設置される政府調達に係る苦情処理機関の見直し

提案団体

岡山県、三重県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省、外務省

求める措置の具体的内容

都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)における物品等及び特定役務の調達においては、各都道府県等で政府調達に関する協定及び平成7年12月1日付け自治国第134号、平成11年3月18日付け自治国第27号、平成26年3月12日付け総行国第37号に基づき、当該調達にかかる苦情の処理を行う機関を設置しているところであるが、国の「政府調達苦情検討委員会」で都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

都道府県及び指定都市における物品等及び特定役務の調達においては、各都道府県等で政府調達に関する協定及び平成7年12月1日付け自治国第134号、平成11年3月18日付け自治国第27号、平成26年3月12日付け総行国第37号に基づき、当該調達にかかる苦情の処理を行う機関を設置し、苦情の申し立てがあった際は、当該機関において苦情についての協議を行うこととなっている。また、国における物品等及び特定役務の調達においては、国で「政府調達苦情検討委員会」を置き、苦情の処理に当たっている。

【支障事例】

当県においては、平成8年に苦情の処理手続きを行う機関(委員会)を設置して以降、一度も苦情が申し立てられた実績がない一方、委員会に係る予算措置を毎年行い、任期ごとに委員の選任(当県では2年に1回、3人の委員を選任)を行う必要があるため、その都度委員への連絡や後任者の調整などに労力を要している。

【制度改正の必要性】

各都道府県の状況は、全都道府県で年に数件であり、当県と同様に開催見込みの著しく低い委員会のための委員選任手続き等が負担になっていると思われる。

【支障の解決策】

国においても同様に件数が少ない状況(令和4年:1件、令和5年:6件、令和6年:4件、令和7年:4件)であるため、国の「政府調達苦情検討委員会」で、都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理することで、各都道府県等で委員会を置くことによる負担を軽減するだけでなく、事務の効率化につながる。

なお、政府調達協定の第18条第4項において、「締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。」の規定に基づいて、都道府県等において設置するよう通知をしているものと把握しているが、国で一括して設置をしたとしても協定に反していないと思慮する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全都道府県で年に数件あるかどうかであり、国の機関で一本化された場合には都道府県等の事務が軽減され、事務の効率化になる一方、国における事務量はそれほど増加しないと思慮する。

根拠法令等

政府調達に関する協定第 18 条、政府調達苦情処理推進会議の設置について（平成 7 年 12 月 1 日閣議決定）、平成 7 年 12 月 1 日付自治国第 134 号「政府調達に関する協定第 20 条に定める苦情の処理手続の整備について（通知）」、平成 11 年 3 月 18 日付自治国第 27 号「政府調達に関する苦情の処理手続（案）」の改正等について（通知）」、平成 26 年 3 月 12 日付総行国第 37 号「政府調達に関する協定の改正に伴う苦情の処理手続の整備について（通知）」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、相模原市、島根県、高知県、宮崎県

○当県においても、平成 8 年に苦情の処理手続を行う機関（委員会）を設置して以降、一度も苦情が申し立てられた実績はなく、提案県同様、委員会に係る予算措置及び任期ごとの委員の選任（当県では 2 年に 1 回、4 人の委員を選任）を行う必要があり、その都度委員への連絡や後任者選任などに労力を要している。

各府省庁からの第 1 次回答

都道府県及び政令指定都市における調達事務及び当該調達に係る苦情の処理手続は自治事務である。都道府県及び政令指定都市は、「地方自治法（昭和 22 年法律第 76 号）」や、政府調達協定等の実施のために定められた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」等の、地方公共団体の調達に係る関係国内法令に従って、自主的な判断に基づいて、調達を行っている。一方、国の政府調達苦情検討委員会は、「政府調達苦情処理推進会議の設置について（平成 7 年 12 月 1 日閣議決定）」により設置され、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定）」に基づき、調達機関に対する調査や要請を事実上の拘束力をもって実施している。仮に国の政府調達苦情処理検討委員会が都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理した場合、法令上の根拠なく地方公共団体の自治事務に対して事実上の拘束力を有する調査や要請が行われることとなり、国と地方の役割分担の観点から課題があると考えられるため、慎重な検討を要する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	146	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

緊急通行車両等の確認標章の廃止及びデジタル管理への移行等

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、警察庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

緊急通行車両等の確認標章を廃止し、登録した車両番号をデータベース化した上で、自動読み取り機等によりナンバープレートによる対象車両の確認を行うなど、デジタル技術を活用した確認手法の構築を求める。なお、その際には、災害によるネットワークの途絶を想定した運用についても併せて検討することを求める。また、地方自治体等で保有する車両について、リスト形式による一括での確認の申出や変更の届出を可能とし、車両ごとの個別申請を不要とするよう見直しを求める。さらに、自動車検査登録情報と連携させ、廃車情報や車両の登録状況等を把握できる仕組みを構築することにより、有効期限の更新手続を不要とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

災害時に交通規制が実施された道路を通行するためには、災害対策基本法施行規則に基づき、事前に警察署へ標章の交付を申請する必要があるが、標章の交付には、申請から発行まで一定の期間を要する。

【支障事例】

現状、申請から発行までには1か月弱程度を要しており、申請から発行前に災害が発生した場合や、発災後に急遽使用することとなった車両では、迅速な災害対応を行うことができない。そのために、他市町村への応援を含む、迅速な災害対応に支障が出る可能性がある。

また、車両ごとに警察窓口又はオンラインでの申請が必要であり、標章及び緊急通行車両確認証明書は警察窓口で受け取る必要があるため、新規申請に加え、標章の有効期限切れに伴う返却や再申請、平時における適切な管理など、地方自治体及び警察双方に事務負担が生じている。当市においては、約800台の申請済車両をリスト化して管理しているが、申請は車両ごとに個別に行う必要があるため、申請書類と車両リストを別々に作成するなど、非効率な事務が生じている。

さらに、標章は検問所での目視確認を行うため捏造や使い回しのリスクがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

緊急通行車両等の確認標章を廃止することにより、緊急通行車両として使用可能となるまでの期間が短縮され、迅速な災害対応につながる。また、標章の交付というアナログ事務が見直されることにより、行政事務のデジタル化が推進され、標章の管理や申請時における地方自治体及び警察署の事務負担やコストの軽減につながる。さらに、検問所での確認時間の短縮や、標章の捏造、使い回しの防止にも寄与する。

根拠法令等

災害対策基本法第 76 条第 1 項、災害対策基本法施行令第 33 条、災害対策基本法施行規則第 6 条～第 6 条の 5 及び別記様式第 3～7、大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、岐阜市、豊橋市、高松市、今治市

○災害時における事務手続の簡素化（効率化）が図られる。
○緊急通行車両等の確認標章が廃止され、デジタル化された場合、当市でも同様なメリットが享受できるものと考えられる。その場合は、被災地等の現場における緊急通行車両の確認手法までを含めた検討も必要であると考える。

各府省庁からの第 1 次回答

大規模災害発生時においては、必要に応じて、災害対策基本法第 76 条第 1 項等の規定に基づき道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この措置の実効性を担保するため、各都道府県警察においては、その指定後直ちに、必要な場所に検問所を設け、緊急通行車両確認に係る標章等により車両の選別を行うこととしているほか、必要に応じて、各検問所等においても緊急通行車両であることの確認を直ちに行い、災害応急対策に従事している車両の必要かつ十分な通行を確保し、災害応急対策の万全を期すこととしている。なお、令和 5 年の災害対策基本法施行令等の改正により、緊急通行車両であることの確認は災害発生前においても行うことができることとされたところである。

御指摘の趣旨は、主として申請の利便性の向上にあると考えられるが、御指摘のような自治体等が保有している車両について、事前に一括して確認を受けようとする場合のように、同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応も可能）して申出書を 1 通とすることができることとしており、また、その際、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類及び災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類について、重複する内容のものは 1 通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとしていることから（「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の改正について（通達）」（令和 7 年 12 月 8 日付け警察庁丁規発第 208 号））、そうした制度も活用いただきたい。他方で、災害発生時においては、必要な通信環境が必ずしも確保できない中で、状況に応じて緊急通行車両の追加確認を行うなど、迅速かつ柔軟な対応が求められるところ、所要の資機材の整備を含め、現時点においては、デジタル技術の活用により直ちにそうした対応をより効率的かつ確実に実施可能な仕組みは承知しておらず、直ちにそうした仕組みを構築することは困難であるが、引き続き、技術的動向は注視していきたい。また、自動車登録ファイルの記載事項により車両の所有者等の情報が把握できたとしても、それが直ちに災害応急対策に従事することを担保するものではないため、そうした情報との連携をもって再度の確認を不要とすることは困難である。

なお、緊急通行車両であることの確認について、災害発生前に事前に申請する場合の標準処理期間は、30 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定めることとしているものの、災害発生後は 1 日としており（「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う緊急通行車両等の確認等のモデル審査基準の制定について（通達）」（令和 5 年 7 月 20 日付け警察庁丁規発第 109 号））、前述したとおり、各検問所等で確認することも含めて、災害発生後は、設定された標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速な対応を期すこととしている。また、緊急通行車両確認標章については、過去の災害時の経験を踏まえ、車両番号の記載やホログラム措置を講じており、偽造防止対策を実施しているところである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	153	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

広域連合等に対しても一斉通知・調査システムを利用して国からの直接通知とすること

提案団体

北海道、福島県、神奈川県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和7年3月の一斉通知・調査システムの改修によりインターネット環境への対応が可能となり、広域連合や一部事務組合の利用が可能となったことを踏まえ、市区町村だけでなく、広域連合や一部事務組合、各都道府県市長会、各都道府県町村会等に対しても、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすること。

なお、当該措置にあたっては、今後も新たな通知等の事務が発生することを踏まえ、個別事務ごとの通知だけでなく、総務省においてシステム利用に関する国の統一的な方針・指針を策定し、周知すること。

具体的な支障事例

当県で、国からの通知等を受けた際、その内容を踏まえ、広域連合や一部事務組合等(以下、広域連合等)に対して、当県から通知を発出しているところであり、その都度事務が生じるため、一件毎の負担は軽微であっても、総量としては相当の負担となっている。また、日常業務で広域連合等と直接のやり取りがない部局においては、その都度、連絡先等の入手が必要となっている。

【事務の例】

- 地方分権改革に関する提案募集関係事務
- 地方公務員給与・制度等関係事務
- 地方行政関係事務
- 行政評価・行政手続き関係事務
- 行政改革関係事務(指定管理・PFI)
- 地域未来交付金関係事務(制度説明会、申請受付等)
- 地方公営企業関係事務(繰出金、経営マネジメント強化事業等)
- 公共工事関係事務(設計積算、入札、契約等)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村及び広域連合等について、都道府県を経由した通知事務が廃止されることで、都道府県の事務負担の軽減が期待される。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、宮崎県

○後期高齢者広域連合は全都道府県において設立されており、県を経由せずとも直接の連絡で完結することができる(県を経由することで無駄な事務が発生している)。

各府省庁からの第1次回答

【地方分権改革に関する提案募集関係事務】

提案募集を開始する際の通知等について、一斉通知・調査システムの活用等により広域連合等に対しても内閣府から直接通知等を発出できるよう、その具体的な進め方について検討中。

【地方公務員給与・制度等関係事務】

【総務省】

総務省の「一斉通知・調査システム」で通知の送付が可能となるよう、令和8年度に広域連合や一部事務組合に周知するための担当部署の宛先の登録を行い、令和9年度に送付が可能となるよう対応してまいりたい。

【地方行政関係事務】

今後行政課及び行政経営支援室から発出する通知については、広域の地方公共団体である都道府県において集約的に情報を把握いただくことが望ましいものか等、その内容や性質に鑑み、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

【行政評価・行政手続関係事務】

今後行政管理局(調査法制課)から発出する通知については、その内容や性質、市町村・広域連合等の担当者の登録状況等を踏まえ、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

【行政改革関係事務(指定管理・PFI)】

都道府県から広域連合等への通知の実情を確認しつつ、市区町村だけでなく、広域連合等に対しても、一斉通知・調査システムを利用した国からの直接通知を検討する。

【地域未来交付金関係事務(制度説明会、申請受付等)】

地域未来交付金(地域未来推進型)に係る制度説明会の開催案内など、システムがなじむと想定される場合については、令和9年度より一斉通知・調査システムを活用する方向で検討を進めることとする。

ただし、当該システムによる対応が困難な事務も一部存在することから、一斉通知・調査システムを用いる場合と電子メールにより送付する場合が併存することとなり、結果として自治体における事務が煩雑化するなど、自治体にとって不利益となる場合には、従来の連絡方法に統一する可能性もある。

地域未来交付金(デジタル実装型)に係る事務のうち、制度説明会や公募開始に関する連絡等の内閣府から発出する通知については、令和9年度より、一斉通知・調査システムを利用することを検討する。その際、本提案における総務省の検討結果を踏まえて対応する。

【地方公営企業関係事務(操出金、経営マネジメント強化事業等)】

ご提案の「地方公営企業関係事務(繰出金、経営マネジメント強化事業等)」に関する通知については、広域連合や一部事務組合等に対しても、通知の趣旨を踏まえつつ、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすることとする。

【公共工事関係事務(設計積算、入札、契約等)】

地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、入契法)に基づき、入札契約適正化に向けた要請や周知を行っているところ。

また、公共工物品確法に基づく基本方針においては、国だけでなく、都道府県においても市町村等に対して発注関係事務を適切に実施するための情報の提供を行うものとされている。

なお、広域連合や一部事務組合など、入契法の対象となり得る特別地方公共団体については、国において一元的に把握しておらず、各都道府県及び市町村において適切に把握されているものと承知している。

ご提案を踏まえ、これらの団体に対する通知の在り方について、今後検討を進めてまいります。

【システム利用に関する国の統一の方針・指針】

一斉通知・調査システムは、全国の地方公共団体を対象とした通知・調査照会業務を円滑に進めるために運用

しているものである。令和6年度の改修により、令和7年3月から一部事務組合及び広域連合も本システムの利用が可能となっている。令和7年6月の「経路調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日決定）の決定を受け、令和7年7月に本システムの利用拡大について各府省庁へ依頼したところであり、この共通化推進方針を踏まえ、今後も、本システムの利用拡大に取り組んでいく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	154	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案等に対する関係省庁の回答期限の目安の設定

提案団体

北海道、苫小牧市、上砂川町、厚真町、むかわ町、大樹町、青森県、宮城県、秋田県、福島県、愛知県

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案や提案者からの意見に対する関係省庁からの回答について、回答期限の目安を設定すること。

具体的な支障事例

【経緯】

当県は、国家戦略特別区域の指定を受け、これまでに様々な規制改革の提案や既存メニューの活用を行ってきた。

急速な社会情勢の変化に伴い、地域課題が多様化・複雑化する中、地域特性に応じた規制改革が可能である国家戦略特区制度は、当県の創生を実現する一つの手段として有効であると考えている。

【課題】

一方で、区域から提案した規制改革事項に対して、関係省庁からの回答期限が示されていないことから、省庁によって対応に差が生じており、協議が停滞している案件がある。

日々深刻化していく地域課題の解決や、産業の国際競争力の強化を進めていくためには、時宜を得た事業構築が求められるため、提案主体・内閣府・関係省庁が共通の課題意識を持ったスケジュール感で協議を進めることが必要である。

【対策】

このことから、区域から規制改革の提案や意見があった際に、迅速な対応を促すため、省庁からの回答期限に目安を設定することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

①当県及び県内の自治体から提案している地域交通に関する提案では、令和7年7月に提案し、10月に警察庁を含めた打合せを行って以降、3か月以上連絡がなく、協議の進展がなかったところ。喫緊の地域課題である公共交通の維持確保のためには、本提案の実現可否を迅速に判断する必要があり、地域住民の生活の足の確保に支障が生じていた。

②県内の事業者から提案した外国人の在留資格に関する提案では、令和7年8月に提案し、依頼のあった入管庁からの質問事項へ回答して以降、2か月以上連絡がなく、本提案の実現可否の見通しがつかないことから、事業者の社会経済活動に支障が生じていた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関係省庁からの回答期限をあらかじめ示すことにより、協議が滞ることなく、地域は規制改革の可否を早期に判断することが可能となる。

根拠法令等

国家戦略特別区域法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

各府省庁からの第1次回答

特区制度における規制・制度改革提案については、提案から方針決定までの期間ができるだけ半年以内となることを目指す（第66回国家戦略特別区域諮問会議了承）こととしており、引き続き、提案内容の迅速な実現に向けた取組を進めてまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	212	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

災害対策基本法第49条に基づく備蓄について都道府県レベルでの集中備蓄を基本とすること

提案団体

鹿児島市

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

災害対策基本法第49条に基づく、物資及び資材の備蓄については、都道府県レベルでの集中備蓄を基本とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

災対法における備蓄は、「防災計画の定めるところにより、災害応急対策または災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、点検し、または管理する施設・設備を整備し、点検しなければならない。」とされており、各都道府県及び各市区町村はそれぞれ計画に基づき備蓄を行っている。

【支障事例】

災害発生は、各市区町村で毎年必ず発生するわけではなく、期限がある消耗品等については、破棄する状況もしばしば発生している。また、風水害等の被害については、激甚化・広域化しており、単独市区町村だけの備蓄では不足することもある。(令和7年8月豪雨において隣接市町村への物資の提供実績あり。)

【必要性】

他市区町村に物資の提供依頼を行う際、他市区町村の備蓄量、備蓄場所等について明確でない場合があり、提供の意思決定に時間を要する場合もあるため、苦慮している実態がある。

【支障の解決策】

そこで、都道府県単位で備蓄を行うことを基本とし、市区町村に対しては、人口割等に応じて負担を求めることで、以下のことが期待される。①大量購入によるコスト削減。②都道府県単位での需要を計算することによる無駄の削減。(災害発生率を加味した場合、各市区町村の最大の需要量を全て備蓄する必要がなくなる。)③広域的な災害に迅速に対応できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域的な備蓄を基本とすることで、市区町村間における提供物資の均一化が図られるとともに、物資管理の効率化(物資の一元管理、県内単位で見ること未使用で破棄される可能性が減少する)が期待される。

根拠法令等

災害対策基本法第 49 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、岐阜市、大津市、豊中市、羽曳野市、高松市、春日市、佐世保市

○窓口を都道府県に一本化することで、調整や情報共有がスムーズになることや、一括調達や管理によるスケールメリットが期待できることから、「有」（提案の趣旨に賛同し、追加共同提案団体として参画する意向がある）としたい。

○長期避難生活を想定した例えば風呂、段ボールベッド等の大型資機材等については県単位で備蓄することについては賛同する。

○当市では備蓄量が多いため、物資のローリングや保管場所の確保に課題を抱えているのが現状である。県単位での一括購入によるコスト削減は有効である。

○提案市と同様、適切な備蓄品数の問題、期限のある備蓄品の処分・管理及び備蓄スペースの確保に苦慮しており、備蓄管理の広域化により解決するものと考え。

○当市単独で備蓄倉庫を建設もしくは確保するにも限界があり、備蓄品目や数量が増える度に保管場所の確保に苦慮している。また、備蓄物資を購入後には一定年数での買い替えが生じるが、保管管理及び対応に従事する職員も不足しており、費用面と人員面でも市単独では懸念点が多い。

○最大被害想定をもとにした備蓄スペースや備蓄物資を継続的に調達する資金も、市単独では十分ではないため、国や県の備蓄で補う仕組みが基本となれば財政的に助かる。

○平素の備蓄管理や災害時の相互応援を円滑に行うため、備蓄品目、量、品質、保管期限の考え方を統一し、合理化が必要と考える。

○県内の市町の備蓄物資に関しては、県が設定した必要量を県と各市町で等分して整備することとなっており、また、県が整備する物資の一部は、各市町の施設に分散備蓄されている。

今般、県が避難所用パーティションの備蓄目標を新たに設定したため、本市においてもパーティションを大量に整備したが、県と市で異なる仕様の商品を整備したことから、箱のサイズが異なり、保管場所の整理に支障があった。

食料品等、保存期限のある物資についても、県が備蓄目標を上方修正したことから、今後、県整備分を各市町の施設に保管することが想定されるが、県と各市町で整備時期や商品の保存期限が異なると、更新作業の負担が増えると見込まれる。

また、県による広域的な備蓄により、スケールメリットによるコストダウンが見込まれる。

○災害発生は、各市区町村で毎年必ず発生するわけではなく、期限がある消耗品等については、破棄する状況もしばしば発生している。また、風水害等の被害については、激甚化・広域化しており、単独市区町村だけの備蓄では不足することもある。

各府省庁からの第 1 次回答

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害時には、道路の寸断が懸念されることから、被災地外からの支援のみに依存することは困難である。例えば、県単位で複数の市町村分をまとめて備蓄した場合、発災直後に道路寸断等により物資が避難所まで届かない事態が想定される。このため、避難所の立地条件を踏まえ、基礎自治体において備蓄を行うことが不可欠であると考え。

一方で、自治体においては、物資購入に係る財政面の制約や、備蓄場所の確保の難しさ、備蓄品の更新・管理などの課題があるものと承知している。

内閣府においては、現行スキームである基礎自治体による備蓄を基本としつつ、今年度策定する自治体備蓄に関するガイドラインの中で、備蓄すべき品目やその必要数量等の考え方をより詳細にお示するとともに、都道府県と市町村の役割分担（県が市町村分を纏めて共同購入、県内各市町村が調達する物資の仕様の統一といった取組を含む）の整理や、自治体間の広域連携、民間事業者との協力の在り方についても整理することとしており、基礎自治体の負担軽減に繋がりたいと考えている。また、備蓄物資の仕様及び規格についても、当該ガイドラインの策定過程において、標準化すべき品目を整理する予定である。

加えて、財政面の負担についても、本年度予算に新たに計上した「防災力強化総合交付金」を活用して、広域的な展開が可能な資機材の整備を支援し、各自治体における効率的・効果的な備蓄の促進を図れるよう支援を進めていく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	213	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

災害対策基本法第 49 条の 10 に基づく避難行動要支援者名簿に係る同意取得時期の見直し

提案団体

鹿児島市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害対策基本法第 49 条の 10 に係る避難行動要支援者名簿の作成について、名簿情報の提供に係る同意確認を障害者手帳等の申請・交付時に行うこととするよう指針の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

災対法における同制度は、第 49 条の 11 に基づき、要支援者に対して平素からの情報提供について同意確認を行っている。(一部自治体では、条例により不要としている自治体もある。)

【支障事例】

多くの自治体は、障害者手帳の等級や要介護度に応じて要支援者として登録を行っているが、登録後に情報提供の確認を行っている実態がある。当市では、郵送により確認を行っている。全国的に見ても同制度の同意確認の同意率や個別避難計画の作成率については、課題がある。

【必要性】

名簿掲載者に占める、平時からの名簿情報提供者の割合(同意率)は、全国的に 40% 台で推移しており、当市では、障害者手帳や要介護度の認定後に、別途、確認作業の効率化のため防災部局から郵送により同意確認を行っているが、返信がない者も多いことが課題となっている。

平成 29 年 3 月発行の事例集に一つの事例として福祉部問の窓口での同意確認が示されているものの、障害者手帳等の所管(厚生労働省関係部署)と災対法の所管(内閣府関係部署)が異なること等から、そのような取組が進んでおらず、同意率の高まりがみれないものと思われる。

【支障の解決策】

そこで、本人又は代理人が来庁する障害者手帳や要介護の認定申請・交付時に避難行動要支援者制度に係る情報提供の同意の確認を指針等において内閣府及び厚労省から強く求めることで、支障が解決し、同意率の向上にもつながると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意確認を行うことで、後日確認を求められることがなくなり、また、確認漏れ等が少なくなるのが期待される。

根拠法令等

災害対策基本法第 49 条の 10、第 49 条の 11、第 49 条の 12、第 49 条の 13、第 49 条の 14、第 49 条の 15、第 49 条の 16、第 49 条の 17、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定、令和7年6月更新）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、花巻市、秋田県、いわき市、日立市、尼崎市、高松市

○当市においても、平素からの個人情報提供に同意している避難行動要支援者の割合や個別避難計画の作成率に課題を抱えており、障害者手帳交付時に窓口において、平素からの名簿情報の提供の同意確認及び個別避難計画作成の案内をする運用を行っている。しかしながら、障害者手帳交付担当課と避難行動要支援者名簿の担当課は異なっており、名簿情報の提供に同意する者は複数課で手続きを行う必要がある。

また、要介護認定においては提案市と同様、認定後に別途、平素からの名簿情報の提供の同意確認及び個別避難計画作成の案内を行っている状況である。

障害者手帳や要介護の申請から認定までの一連の流れの中に避難行動要支援者制度に係る情報提供の同意確認を義務付けることで、市民や行政側の負担軽減になり、平素からの個人情報提供に同意している避難行動要支援者の割合や個別避難計画の作成率の向上に資すると考えられる。

○避難行動要支援者名簿の作成に関し、事務手続きの簡素化（効率化）が図られることから、「有」（提案の趣旨に賛同し、追加共同提案団体として参画する意向がある）としたい。

○現在、避難行動要支援者名簿作成部署が福祉関係部署でないため、名簿作成に苦慮しているところもあるため、見直しについては賛同いたします。

○必要性については当市では、福祉部局が同意確認が得られるよう様々な機会を捉え、当事者や支援者に対して周知・啓発を行っているところであるが、同意確認数が伸び悩んでいることが課題となっている。そのため、本提案の必要性を認め、追加共同提案団体として参画する。

○福祉部局との連携は重要であると認識しており、平時の認定申請や交付申請時の手続きの際に、同意確認等の事務についても、厚労省等から強く求めることで、事務の効率化、同意率の向上にもつながるものと考えられる。

○本市の名簿掲載者に占める、平時からの名簿情報提供者の割合（同意率）は、約 23%である。本市でも、障害者手帳や要介護度の認定後に、別途、確認作業の効率化のため名簿更新に合わせて年に 1 回、防災部局から郵送により同意確認を行っているが、返信がない者も多いことが課題となっている。

各府省庁からの第 1 次回答

名簿情報の提供に係る同意確認を障害者手帳等の申請・交付時に行い、のちに避難行動要支援者に該当された場合には、避難支援等関係者への情報提供が可能である旨を、「避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」に係る同意確認に関する事例の一つとして取組指針に掲載することを前向きに検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	239	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地域未来交付金(地域未来推進型)の実施計画提出に係る事務処理の改善

提案団体

島根県、福島県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

地域未来交付金(地域未来推進型)の実施計画提出に向けた事務処理の改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

(1)内閣府においては、①旧様式による事前相談の年中の受付、②市町村から直接国へ事前相談可、といった負担軽減策を進めており、当県からも市町村に対して、旧様式による早期提出を求めているものの、本様式への差替(手戻り)を避けるため、本様式の発出を待つケースがあり、例年業務過密となる(特に今回は作業期間がタイト)。

(2)事前相談では複数自治体で同様の記載ミス等の指摘があり、双方の負担増となっている。

①記載要領がインフラ整備事業とそれ以外で別ファイルのため分かりにくい。②記載すべき事柄が複数示されているが、一つの回答欄しかないため、記載漏れが発生しやすい。[例]KPIの理由・計測手法・目標値の根拠、地域の多様な主体の参画の主な役割・反映。③委託料の費目内訳を記載する旨が記載例にないなど、具体的な記載方法が分かりにくい。④数字が事業概要資料と合わない等々。

【支障の解決策】

上記(1)について、作業期間の確保のため、早期に事務連絡を発出していただきたい。

また、旧様式で作業を行っても非効率とならない場合は、その旨(様式や制度目的の変更見込み等)を周知していただきたい。

上記(2)について、次のとおり実施計画等の書式改善をしていただきたい。①記載要領を一本化する(同じファイルにまとめる)。②項目別に回答欄を設けるなど、記載漏れがなくなるような様式とする。また、実施計画のシートのみ記載例がないため、全体的に記載例の充実を行う。③ソフト事業経費内訳シート上の記載例に、委託料の内訳を記載することが分かるものを追加するなど、より分かりやすい記載例を示す。④誤りが多い点を中心に、提出前に実施計画作成者が自己確認できるエラーチェック表を作成する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支障事例(1)については、本様式が未確定であっても、作業目途が立てやすくなり、地方公共団体の作業時間

の確保につながる。

(2)については、①実施計画作成者において、形式的な修正指示に対応する業務時間が削減される。②最も相談に乗ってもらいたい実施計画の内容及び書きぶり等の部分にフォーカスした事前相談の実施が可能となる。

③同じような指摘を行うことが減るため、実施計画を確認する国、地方公共団体双方で作業負担が軽減される。

根拠法令等

令和8年1月27日付け内閣府地方創生推進事務局内閣府地方創生推進室発出事務連絡「地域未来交付金（地域未来推進型）（令和8年1月募集）に係る実施計画等の作成及び提出について（通知）」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、宮城県、仙台市、秋田市、いわき市、佐野市、高松市、今治市、大野城市

○改善策にある、記載要領の一本化やチェックリストの作成などの様式の改善が図られることで、当市の今後の事務処理改善につながると考えられることから、提案事項に賛同する。

○類型ごとに申請様式や必要書類、記載ルール等が異なっていることに加え、実施要領、Q&A、各種事務連絡など確認を要する資料が多岐にわたっており、申請事務に係る作業負担が大きい。申請受付期間が短期間かつ内容が複雑であるため、活用を検討し得る事業であっても、事務負担の観点から活用検討を断念するケースが生じている。

○地域未来交付金（地域未来推進型）の実施計画提出に向けた事務処理の改善を求める。

○当市でも当該交付金の実施計画を提出しており、本提案の実現により、事務の効率化が図られることが期待できる。

各府省庁からの第1次回答

当該交付金に係る制度設計は、例年、次年度の当初予算案作成と合わせて検討を行っている。地方公共団体の向けの制度に係る連絡については、次年度の当初予算案の公表のタイミング等でやってきたところであるが、令和8年度事業募集に当たっては、当該交付金の制度について、令和7年秋の政権交代のもとで地域未来戦略における「強い経済」を構築する「地域未来交付金」として制度改正が行われたことから、例年のスケジュールより事務連絡の発出が遅くなったもの。制度目的や様式の変更見込み等に係る地方公共団体への情報提供については、可能な限り早期に行っていくこととする。

また、実施計画に係る記載要領については、「実施計画」「ソフト事業経費内訳」「拠点整備事業経費内訳」の2つの記載要領を実施計画の様式ファイル内に含めているが、インフラ整備事業の記載要領については、ページ数が多いことや実施計画以外の提出資料に係る記載があることから、便宜上別ファイルとさせていただいているもの。「実施計画」等の様式については、今回の提案内容のほか、地方公共団体からの意見を踏まえ、計画作成作業が容易になるよう、当該交付金の制度設計と合わせてファイル構成等の改善を行っていく。

実施計画の様式において、記載漏れが多い箇所については、セルを赤色表示にする設定などを行う。また、実施計画のシートの記載例については、地方公共団体からの問い合わせが多い箇所などの記載例の充実を行う。

加えて、現在のソフト事業経費内訳シートの記載例に記載している委託料については、広域連携事業を想定した大まかな記載例のみとなっている。委託料に限らず、国から地方公共団体に対して追記依頼を行うことが多い経費などについては、記載例を追記することとする。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	259	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

NPO 法に基づく提出書類の公開に係る事務負担軽減のためのウェブ報告システムに係る登録作業の簡略化

提案団体

埼玉県、岩手県、栃木県、さいたま市、吉川市、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

NPO 法人が申請に使用する内閣府ウェブ報告システム利用に伴うアカウント登録作業について、郵送による認証コード送付手続の簡略化を要望するもの。

具体的な支障事例

NPO 法に基づき、NPO 法人に義務付けられた申請・届出の多くは、ホームページでの公開が義務付けられていること、また、当県では、ペーパーレス化を基本とし、書類を電子ファイルで管理していることから、紙で提出された申請・届出書類を電子ファイル化する必要がある。

内閣府では、NPO 法人の各種手続をオンライン化するウェブ報告システムを令和5年3月から運用しており、NPO 法人が本システムを活用することで、当該 NPO 法人の事務負担の軽減が図られるほか、所轄庁においても業務の効率化が期待できる。

しかし、同システムを利用するには、アカウントの新規登録及び法人利用申請の手続が必要であり、また、利用者情報を登録した後、約 10 開庁日後に郵便で送付される認証コードを入力しなければ登録が完了しないなど、手続が煩雑で、かつ利用開始までに時間がかかることから、システムの利用が進んでいない。

身元確認のために郵便物の送付・受領の手間や時間をかけることは、「デジタル三原則の一つである「デジタルファーストの原則」に合致していない。

現在、NPO 法に基づく申請・届出は大半が紙での提出であり、スキャン等の作業に多大な時間を要しているが、ウェブ報告システムによる提出が進めば、年間約 780 時間の作業時間の縮減が見込まれる。

(参考 令和8年2月末現在: 当県への申請・届出数 3,127 件、うち紙での提出 2,771 件、うちウェブ報告システムによる提出 356 件)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、手続の負担軽減・迅速化を図ることができる。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、川崎市、新潟市、名古屋市、高松市、福岡県、宮崎市

○当市では、NPO 法に基づく申請・届出書類について、ペーパーレス化を基本とし、電子ファイルでの管理・公開を行っているが、紙で提出された場合には、スキャン等の作業が必要となり、所轄庁の事務負担が生じている。

内閣府のウェブ報告システムにおける NPO 法人のアカウント登録手続きが簡略化され、迅速に利用開始できる仕組みとなれば、システムの利用促進が図られ、ペーパーレス化の推進や所轄庁の事務効率化につながると考えられる。

○当市においても、同システムの利用状況は低調にとどまっている。

各府省庁からの第 1 次回答

NPO システム（以下「本システム」という。）では、G ビズ ID を所有しない既存法人が新規に本システムを利用する際に、申請者と法人を紐づけるために利用申請コードを郵送している。他方、G ビズ ID を法人が所有している場合は、申請者と既存法人の紐づけは郵送によらずオンライン上で完結可能であることから、事業者向け共通認証システムである G ビズ ID の法人における利用促進にご協力をお願いしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	291	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務処理の改善

提案団体

広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、国費の繰越や請求手続等の事務処理誤りにより、必要な交付金が交付されない事態が発生しないよう、繰越や概算払等、誤りが発生しやすい事務処理に関して、国において、積極的にミス防止のための事務改善を行うことを求める。

<事務改善例>

・必要な事務処理方法を「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」等、一つの資料に集約して明確に示すこと

例:年度内完了事業に係る国費の受入については、3月中の概算払以外にも、繰越手続を行った上で5月(自治体の出納整理期間)の概算払も可能であることや、年度内完了事業費を見込むことが難しい場合等においては交付決定額全額の繰越承認を得ることも可能であるとされているが、現行の「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」には「当年度事業費(年度内の出来高)は、3月中に概算払を必ず受ける」ことのみ記載されており、その他については別の資料やメールにより都度連絡を受けている状況である。

・交付決定額のうち繰越協議されていない額や概算払請求されていない未払額がある場合、金額の単位の入力誤りの可能性がある場合など、自治体の事務処理漏れが発生している可能性を自動的にチェックし、分かりやすくエラー又は注意喚起のメッセージを表示する仕組みを備えた様式を構築すること

・国においてもエラー等の表示の有無を積極的に確認の上、必要に応じ自治体に事務処理誤りがないか確認を行うこと

具体的な支障事例

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、被交付者である市町による国費の繰越や請求に係る事務処理誤りにより交付金が交付されず、市町の自己負担となる事案が発生した。

繰越や概算払等の事務処理については、誤りの多い事例の紹介等により、国から自治体へ注意喚起が行われているところであるが、国と自治体の会計上の取扱いに違いがあることや本交付金の制度が複雑であること(※)、各種手続を短期間で行う必要があること等から、多くの自治体職員にとっては、制度を十分に理解した上で正しく事務処理を行うことは容易でなく、ミスが起きる状況は今後も続くと考えられる。

※例

・翌年度(自治体の出納整理期間内)に国費を受け入れるためには、自治体の予算は繰り越さない場合でも国費は繰り越す必要があること

・実施計画に計上した全事業が完了するよりも前の年度において一部の事業が完了した場合、当該年度の歳入として交付金を受け入れる必要があり、実績報告後の精算払は認められないこと 等

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金手続に係る自治体の重要な事務処理誤りが防止され、自治体の財源負担が発生する恐れが低下することが期待される。

根拠法令等

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、奥州市、宮城県、茨城県、佐野市、三郷市、川崎市、寒川町、豊橋市、小牧市、堺市、寝屋川市、今治市、大野城市、五島市、大分県

○提案の実現により事務処理におけるミスの軽減につながると考えられることから、提案事項に賛同する。
○事務処理誤りを防止する観点から、必要最低限のマニュアルや事務処理誤りの事例集は必要と考えられる。また、事務連絡において「必要に応じて過去の事務連絡も参照ください」とされているが、事務連絡自体が積み重なっており、その全てを把握することは容易ではない。
○財務省への事業費の繰越承認は得ているにも関わらず、事業計画の内閣府に対する翌債承認を得ていないことにより、事業計画年度内に終わらなかった事業について、翌年度での交付が認められない事例があった。
○交付金事務に係るミス防止の事務改善は、都道府県において管内市町村の取りまとめ作業を行う場合の確認作業時間の削減にも寄与すると考える。
○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、国費の繰越や請求手続等の事務処理誤りにより、必要な交付金が交付されない事態が発生しないよう、繰越や概算払等、誤りが発生しやすい事務処理に関して、国において、積極的にミスを防止するための事務改善を行うことを求める。
<事務改善例>
管理台帳上で事務処理誤りが発生しないよう、視覚的に見やすい様式に変更していただきたい。
○当市でも令和7年度の同交付金事務において、事務処理誤りにより交付が受けられない事態が発生しており、再発防止の観点からも本提案に掲げる事務改善を共同提案とする。

各府省庁からの第1次回答

「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」や各種事務連絡については、これまでも、構成や表現について随時見直しを行っており、自治体担当者にとってより分かりやすい内容となるよう、引き続き見直しを図っていく。管理台帳については、現行の様式においてもエラーチェックがなされているところ(※)。今後、その他に具体的な提案があれば、検討したい。
※自動計算される「未払額」がマイナスになっていると、エラー表示。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	307	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

公立学校施設整備 PFI 事業における国庫補助制度の見直し

提案団体

指定都市市長会、札幌市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

従来手法同様、契約締結前に補助採択を受けられるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

例) 学校の新改築事業を PFI 事業で実施する場合

【現行の取り扱いについて】

公立学校施設整備 PFI 事業のための手引書(52P-53P)において、補助対象となる経費は、その全額を採択年度に支出することとされており、補助の採択前に SPC(事業者)と契約を締結しなければならない手法となっているが、補助金が採択を受けられるかどうかは、事業費の支出年度にならなければならず、SPC との契約時点では担保されない状況。

【支障事例】

現在、学校の空調設備整備事業を BT 方式で実施しているが、補助金の採択が不透明な状況であり、仮に内定を得られなければ、莫大な事業費を単費で補填せざるを得ない。

【制度改正の必要性】

自治体が事業費を全額負担する可能性を孕んでおり、従来方式のように事業者との契約前に内定を得られるような形態でなければ、安心して PFI 制度を活用することができない。

【支障の解決策】

SPC との契約締結前に補助金の内定を得られるよう手続きのスケジュールを見直す、又は想定される事業完了年度(事業費支出年度)に対し、債務負担を設定するなど制度の見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在の制度では、積極的に PFI 制度を活用できないが、補助の内定を得てから事業者との契約が可能になれば、事業手法の1つとして選択しやすくなる。

根拠法令等

公立学校施設整備 PFI 事業のための手引書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

奈良県、長与町

—

各府省庁からの第1次回答

公立学校施設整備事業において PFI を用いる場合は、「買収費」として補助対象としており、所有権移転を補助事業等の執行とみなす対応を行っています。

契約から工事を行い、所有権移転に至るまで複数年度となる PFI 事業においては、年度を超えて採択を行うことは国の予算単年度主義の原則に反するものであるため、契約前に内定を行うことは困難です。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	314	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁

求める措置の具体的内容

都市再開発法第28条第1項において、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。

しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。

また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

土地区画整理法における土地区画整理組合においては、理事の住所の告示を行っていたことにより、商業事業者が土地区画整理組合の理事の自宅へ訪問するという事案が発生した。

都市再開発法における市街地再開発組合についても、理事長の住所を公告することにより、同様の事案が発生するおそれがある。

【対応の方向性】

土地区画整理組合の理事の住所の告示については、上記の点を踏まえ、プライバシー保護の観点から、令和7年地方分権改革に関する提案募集において見直しの検討が進められていると認識している。

同様の観点から、法人登記についても、「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にて、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないことを希望することができるようになっている。

以上を踏まえ、市街地再開発組合の理事長の住所についても、行政区画以外を公開する必要はなく、また、権利者が市街地再開発組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

昨今の情勢を踏まえ、詳細な公告を控え組合事務所の所在地を明確にすることにより、防犯上の観点から、自宅への直接の訪問を軽減することができる。

根拠法令等

都市再開発法第 28 条第 1 項及び第 2 項、その他住所の告示等が規定されている法令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、豊橋市、大阪府、特別区長会

○当市においては、これまで同様の事例によるトラブルは確認されていないが、昨今の情勢をふまえると、個人が特定される自宅住所を公告することは、防犯上及びプライバシー上の懸念がある。
組合運営の窓口として、組合事務所の所在地が明確であれば、対外的な機能は十分果たせるものとする。
○当区では、現在、2地区で再開発事業を行っており、理事長の氏名及び住所を公告している。個人情報保護の観点から、制度改正の必要性がある。

各府省庁からの第 1 次回答

【内閣府】

横断的見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。

【国土交通省】

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 28 条第 1 項及び第 2 項の制度趣旨を考慮した上で、都市再開発法に係る提案の内容については、その実現可否について検討することとした。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	322	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

災害関連死の認定に係る考え方等の明確化

提案団体

指定都市市長会、千葉県

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

市町村が災害関連死の認定の判断を行うにあたり、その判断を行うための考え方や、判断のために必要となる書類等を国において提示すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

災害弔慰金は、災害を直接の死因として死亡した場合だけでなく、災害に起因して生活環境の悪化などによって死亡した場合などの、いわゆる災害関連死の場合も、市町村が災害により死亡したと認定した場合には支給の対象としている。その死亡の原因が災害に関連するものであるかどうかについては、市町村がいわゆる相当の因果関係により判断することとされているが、災害関連死の認定を判断(災害弔慰金の支給に関する法律第18条に規定する合議制の機関において審議する場合を含む)するにあたって、各地方公共団体に共通する考え方や判断の目安、必要書類等が全国的に統一されていない。

【支障事例】

災害関連死の認定(「相当の因果関係」の判断等)を行うにあたり各地方公共団体が判断する際に参考とできる共通の考え方や判断の目安、必要書類に関する整理が十分に示されていないことで、各地方公共団体が認定事務を行う際の事務負担の増加や、類似の案件における地方公共団体の判断に違いが生じる等の可能性がある。

【制度改正の必要性】

・災害関連死の認定は、個々の事案に即して各地方公共団体が責任をもって判断することが前提だが、判断の際に参照できる全国共通の考え方の整理が十分でない状況では、類似の案件に対して、認定を行う地方公共団体によって異なる判断がなされる可能性があり、被災者に不利益が生じるおそれがある。

・判断のための共通の考え方や必要書類の整理がないことで認定までに要する時間が長くなり、被災者に不利益を生じるおそれがある。

・地方公共団体における、災害弔慰金の支給等に関する体制(条例の制定や合議制の機関等についての整理)についても、人員不足を主な背景に、地方公共団体によって整備状況は様々である。そのため、国において共通の考え方が示されることで、各地方公共団体における体制整備が進むきっかけとなると考える。

なお、本市が災害関連死の判断を行った際(令和5年度)には、国が公表している「災害関連死事例集」を参考に審議を進めた。一方、事例集は一つの指標として参考となるが、あくまで個々の事例の判断内容に留まる。こうした全国事例の蓄積を踏まえて、一定の考え方や判断の目安が整理されることで、被災自治体における認定事務の円滑化や被災者に対する迅速な対応が期待される。

【支障の解決策】

災害関連死の認定にあたり、各地方公共団体が個別の事情を踏まえて判断することを前提とした上で、判断の際に参照できる全国共通の考え方(主に検討の観点、判断の目安)や、判断のために用いられる書類※等について、国において整理・提示する。

※判断のために用いられる書類として、「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」に「災害弔慰金に係る受領申出書」の様式が例示されているが、手続きに必要な添付書類について、災害関連死の判断に係るものは「死亡までの経緯がわかる書類」という記載のみであるため、何をもって当該書類とするのかの例示や、「相当因果関係」の判断に必要なと思われる項目を設けた様式等を例示頂きたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・類似の案件に対して、認定を行う地方公共団体によって異なる判断がなされるリスクが低減する。
- ・認定事務が円滑化し、被災者に迅速な対応が可能になる。
- ・市町村における災害弔慰金の支給等に関する体制整備が促進される。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、秋田市、日立市、岐阜市、高松市、東温市、高知県、佐世保市、鹿児島市、特別区長会

○災害関連死の認定基準については、災害発生前に検討を進め、策定を行いたいものの、国の認定基準策定のガイドラインの公表がないため、検討が困難な状況である。災害弔慰金等については、同一災害においても、各市町村の住民について支給することとなっており、認定基準や認定に際して使用する様式は全国で一定共通のものを使用すべきと考えるため、国に対しては早期にガイドライン等の公表について検討をいただくことを要望する。

各府省庁からの第1次回答

災害弔慰金の支給対象となる死亡と災害の因果関係の判定については、同一の災害であっても画一的に判断されるべきものではなく、地域ごとに異なる被害の態様を踏まえ、被災者個々人の健康状態や既往症の有無、発災前後の生活環境の変化や身体への影響など、死亡に至る個々の事情を総合的に勘案して判断する必要があることから、一律の基準には馴染まないものである。

このため、因果関係の判定が困難である場合には、医師や弁護士等の専門家による審査を経て、個別の状況に応じて適切な判断がなされるよう、審議会その他の合議制機関の設置を努力義務としているところである（災害弔慰金の支給に係る事務は、市町村を実施主体とする自治事務であり、当該合議制機関の設置も含め、事務処理の方法は、上記の性質にも留意しつつ、市町村において判断されるべき事項である）。

なお、令和3年4月には、市町村の審査会における認定・不認定の事例や裁判例をまとめた「災害関連死事例集」を公表（令和5年5月増補）、更に、令和8年1月には、令和6年能登半島地震における同様の事例集を公表しており、当該事例集においては、過去の災害時における認定基準や審査会の委員構成の例等を参考資料として示している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	332	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

賃貸型応急住宅供与事務に係る被災自治体への支援

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の契約事務が地方自治体に過度に集中している現状について、その解消を求めるもの。
具体的には、賃貸型応急住宅の契約事務について、要件や様式の統一化、被災自治体の役割分担の明確化による民間活用、三者(入居者・貸主・自治体)による契約方法の見直し、応急住宅を一元的に管理するシステムの構築を求める。また、被災状況によっては、発災直後の制度立ち上げに向け国が直接支援する方策を検討し、事務処理の標準化・デジタル化、契約代行などの広域的な支援を行う仕組みを整備するため、被災自治体の支援体制の構築を国主導で進めることを求めるもの。

具体的な支障事例

災害発生時には、被災者に対し、速やかに応急住宅を供与する必要がある。この点、賃貸型応急住宅は、建設型応急住宅と比較して迅速に供与できるという大きな利点を有している。しかし、平常時より民間賃貸住宅関係団体と協定を締結しているとはいえ、発災直後から、入居対象者、供与期間、総賃貸物件数の概ね8割をカバーできる家賃を内閣府と協議のうえ決定するには相当の時間を要する。
自治体職員には避難所の設置や災害ごみの処理など、発災直後から着手すべき救助業務が多数発生するうえ、自身も被災者となる可能性が高く、十分な人員を確保できない状況が想定される。
このため、発災直後から被災自治体が単独で事務を遂行することは現実的ではなく、包括的な支援体制の構築が不可欠である。
こうした観点から、発災時に自治体が担ってきた業務の一部を代行する新たなスキームの構築を求めるもの。特に、膨大な三者契約(入居者・貸主・自治体)の処理に加え、契約・再契約、家賃支払いを含む契約事務は自治体職員にとって大きな負担となっていることから、これらの業務を分担できる体制整備を進めることで、より迅速な応急住宅の供与を図るものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年8月豪雨(当市)では、賃貸型応急住宅の申込件数は令和7年度末時点で130件程度であったが、通常業務と同時進行で応急住宅供与事務を進める必要があるため、大きな負担となった。
なお、平成28年熊本地震では、4月発災以後、6月末までの3か月間に2,000件を超える申込があったが、そのうち450件しか応急住宅を供与できなかった。
昨年の豪雨、熊本地震の経験を踏まえ、被災者の居住の安定確保のために、応急住宅供与事務について事前

の対応策を検討しておく必要がある。
※熊本地震
平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日発災
賃貸型応急住宅(平成 28 年 12 月末時点)
申込件数 8,157 件
契約件数 7,300 件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

より迅速な応急住宅の供与による被災者の居住の安定確保並びに被災自治体の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

災害救助法
災害救助事務取扱要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

兵庫県、鹿児島市

○現行制度において、災害時における本件に係る対応について、事例に挙げられているような支障が出ることは、本市においても想定されるところであり、新たなスキームの構築を通じて、迅速な応急住宅の供与につなげていく必要があると考える。
○賃貸型応急住宅の契約事務における要件や様式については、県が応急仮設住宅供与マニュアルを作成しており、本市においてもある程度の事前準備が整っているが、内容の見直しも含めて全国的に統一することは有意義である。また、三者による契約方法の見直しについても同様に考える。応急住宅を一元的に管理するシステムについては、賃貸型に限らず、本市では準備できていない状況であり、全国的な統一は効率的であると考えられるため、国での構築を求める。

各府省庁からの第 1 次回答

災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)においては都道府県と救助実施市が救助の実施主体とされている。一方、同法第 20 条に基づき他の都道府県等による応援が可能とされており、負担の軽減を図ることが可能とされている。また、同法第 18 条及び第 21 条並びに災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)(以下、「告示」という。)第 16 条において、救助の事務に係る委託費が国庫負担の対象にあたることとされており、民間団体等への委託により負担の軽減を図ることが可能とされている。さらに、賃貸型応急住宅の供与が、この委託費に当たることを災害救助事務取扱要領(以下、「要領」という。)において示すとともに、受託可能な事業者等と協定を締結することを要領において促している。(契約事務の集中や負担に関する御指摘は当たらないものと考えている。)
入居の要件については、告示及び要領において明確に示している。(要件に関する御指摘は当たらないものと考えている。)
賃貸型応急住宅の事務処理については、実施要綱や申込等の手続に係る様式を要領において示している。(事務処理の標準化や様式に関する御指摘は当たらないものと考えている。)
賃貸型応急住宅は、都道府県等が賃貸人に家賃を支払う一方、入居するのは都道府県等ではなく、被災者であることから、賃貸人、都道府県等、入居する被災者の三者による契約が必要である。これは、家賃等を負担する自治体、住宅を貸し付ける賃貸人、実際に住宅を使用する被災者の三者の関係を明確にする必要があるためである。そのため、被災者と賃貸人のみの二者契約のままではなく、2者間で先行して契約が締結された場合であっても、事後的に被災自治体に加わり、3者間契約へ切り替える取扱いとされている。(3者契約以外に適切な契約の在り方はないものと考えている。)
地方公共団体においては、団体ごとに条例に基づき、契約事務や財産管理事務の仕組みが異なり、また、組織間(住宅部局、管財部局等)における役割分担が異なる。(契約事務の代行、応急仮設住宅を一元的に管理する仕組みを構築すること、地方公共団体の組織における役割分担を統一することは困難と考えている。)
内閣府防災担当においては、発災後、被災自治体(令和 6 年能登半島地震や令和 7 年台風第 22 号(八丈町))

災害救助法の担当官を送ることや、リエゾンを常駐させるなどして、都道府県等による救助の実施を助けている。(国が主導する、あるいは、国が直接的に行う支援は、現に実施されているが一層の強化を図る。)

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	370	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

年度末に受け入れた企業版ふるさと納税の基金への積立てを翌年度予算で可能とすること

提案団体

大分県

制度の所管・関係府省庁

内閣府

求める措置の具体的内容

企業版ふるさと納税を基金に積み立てる場合に、決算剰余金での積立てを可能とするよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第15版)〈事業実施・実施状況報告編〉4-1に、事業費の確定後に寄附を受領する場合は、事業費の範囲内で受領しなければならないと規定されている。

【支障事例】

企業からの希望使途が寄附年度事業になかった場合、積立金として予算計上した上で一旦基金に積み立て、翌年度以降に事業設計次第、取り崩すこととなる。3月末決算の企業が多い中で、年度末直前に企業が申し出た寄附については、地方自治体での補正予算による対応が難しく、既に年度内に一般財源によって実施した事業に充てざるを得ない。この場合、企業が本来希望していなかった事業に充てることにもつながり、地方自治体との信頼関係にも影響が出ている。

【支障の解決策】

そこで、実態に即して、予算化できなかった寄附金を決算剰余金として翌年度予算で積立て可能とすることで、企業から地方自治体への企業版ふるさと納税が増加するとともに、企業側にとっても更なる制度活用が期待される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

企業版ふるさと納税を活用し寄附する時期は、企業の決算期にもよるため、年度末になるケースも往々にしてある。その場合、寄附したい地方自治体に希望する事業がないときに、希望する事業を変更せざるを得ないことは、地方自治体の地方創生の取組を応援する制度趣旨に反するとの意見を企業より受けている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度末に受け入れた寄附金を一旦一般財源化し、翌年度の補正予算で決算剰余金を財源とした積立金を予算化し、積立てを可能とすることで、企業から地方自治体への企業版ふるさと納税が増加するとともに、企業側にとっても制度の更なる活用が期待される。

根拠法令等

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する Q&A(第 15 版) <事業実施・実施状況報告編> 4-1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、小牧市、広島市、砥部町、熊本市、宮崎県、九州地方知事会

○年度末に高額な寄附の申し出があった場合には、事業に充当することができず、3月議会に補正予算を追加提案することも困難であることから、寄附をお断りすることになりかねない。このことから、制度改革が必要であると考えます。

各府省庁からの第1次回答

企業版ふるさと納税は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第5条第4項第2号に規定されるとおり、法人が、認定地方公共団体に対して、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、課税の特例が適用される制度であり、現金による寄附については、その用途が、当該法人が寄附を行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に特定された財源となる。そのため、用途が特定されていない一般財源として取り扱うことは適当でない。

年度末に寄附の申出があった場合にその寄附を受け入れる方法としては、基金への積立てに充てる寄附として受入れる方法が考えられる。この場合、事前に地域再生計画に記載された事業の実施を目的とした基金を設置し、法人から当該基金への積立てに係る寄附を受け取り、基金に積み立てることが可能と考えられる。なお、当該事業に関する支出額を超える額の積立てを行うことはできないことに留意が必要である(地域再生計画認定申請マニュアル(各論)⑤ 基金への積立てに係る取扱い)。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	378	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁

求める措置の具体的内容

マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項において、マンション再生組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

土地区画整理法における土地区画整理組合においては、理事の住所の告示を行っていたことによって、商業事業者が土地区画整理組合の理事の自宅へ訪問するという事案が発生した。

マンションの再生等の円滑化に関する法律におけるマンション再生組合についても、理事長の住所を公告することにより、同様の事案が発生するおそれがある。

【対応の方向性】

土地区画整理組合の理事の住所の告示については、上記の点を踏まえ、プライバシー保護の観点から、令和7年地方分権改革に関する提案募集において見直しの検討が進められていると認識している。

同様の観点から、法人登記についても、「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にて、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないことを希望することができるようになっている。

以上を踏まえ、マンション再生組合の理事長の住所についても、行政区画以外を公開する必要はなく、また、権利者が組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

昨今の情勢を踏まえ、詳細な公告を控え組合事務所の所在地を明確にすることにより、防犯上の観点から、自

宅への直接の訪問を軽減することができる。

根拠法令等

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条第 1 項及び第 2 項、その他住所の告示等が規定されている法令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、横須賀市、新潟市、大阪府

—

各府省庁からの第 1 次回答

【内閣府】

横断的見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。

【国土交通省】

マンションの再生等の円滑化に関する法律に係る提案の内容については、個人情報保護の観点と同法第 25 条等の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否を検討することとしたい。